

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

国は、平成31年3月からの新労務単価の早期適用とともに、平成31年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく請負代金額に変更するための協議を請求できるよう、特例措置を定めました。また、残工期が2か月以上の工事については、インフレスライド条項を運用することとしました。

当区においても、平成31年3月1日以降に契約を行う工事について、新労務単価の適用に係る特例措置の実施とともに、残工期が2か月以上の工事についてはインフレスライド条項を運用することとしたので公表します。

1 特例措置の実施について

(1) 対象工事

平成31年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う以前に支払い手続きが完了したものについては、対象外とする。

(2) 特例措置の内容

旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(3) 契約金額の変更

変更後の契約金額については、新労務単価により積算された価格に落札率を乗じて算出する。

ア 工事請負契約

変更後の契約金額 = (新労務単価および当初契約時点の物価により積算された予定価格) × 当初契約の落札率

イ 設計業務委託等契約

変更後の契約金額 = (新技術者単価および当初契約時点の物価により積算された予定価格) × 当初契約の落札率

(4) 請求期限

受注者からの協議請求期限は、契約締結日から2か月以内とする。

(5) その他

ア 技能労働者の賃金水準引き上げの確認

契約変更協議の際、技能労働者の賃金水準引き上げに関する誓約書の添付を求める。

2 インフレスライド条項の運用について

(1) 対象工事

ア 平成31年3月1日の新労務単価の適用日時点で契約締結済みの工事のうち、残工期が2か月以上あるもの。

イ 基準日

スライド額算出の基準とする日。請求日と同じ日とすることを基本とするが、請求日から起算して14日以内で、発注者と受注者が協議して定める日とする。

ウ 発注者および受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

(2) 請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(3) その他

ア 技能労働者の賃金水準引き上げの確認

契約変更協議の際、技能労働者の賃金水準引き上げに関する誓約書の添付を求める。

以 上

足立区長
近藤 弥生 様

誓約書

このたび新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求するにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1 自社の技能労働者の賃金水準を引き上げること
- 2 下請企業との間で既に締結している請負契約があれば、その下請企業の技能労働者の賃金水準が引き上げられるよう、請負金額を見直すこと

以上

年 月 日

社 名 :

住 所 :

代表者 :

印